

令和元年第9回筑紫野市教育委員会定例会

○日 時

令和元年 8月5日(月) 午後3時05分から午後4時42分

○場 所

筑紫野市役所 301会議室

○出席委員(5名)

教育長	上野 二三夫	教育委員	近本 明
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	田代 邦夫
教育委員	西村 幸子		

○欠席委員(0名)

○出席説明員(8名)

教育部長	長澤 龍彦	教育政策課長	森 敬
学校教育課長	吉開 和子	学校給食課長	倉掛 伸夫
生涯学習課長	檜木 理恵	文化財課長	宮原 博揮
文化・スポーツ振興課長	大久保 泰輔	指導主事	糸永 啓士

○出席事務局職員(1名)

教育政策課 庶務担当係長	葉山 順子
-----------------	-------

○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について
令和元年第8回筑紫野市教育委員会会議録(令和元年6月27日開催)
2. 教育長の報告について(別紙)
3. 報告第4号 平成30年度公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
4. 議案第19号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第20号 筑紫野市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

6. 議案第21号 筑紫野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
7. 議案第22号 令和2年度使用小学校教科用図書採択について
8. 議案第23号 令和2年度使用中学校教科用図書採択について
9. 部課長の報告について
10. その他
11. 次回の日程 令和元年8月29日(木) 14時00分 301会議室

会議録

○教育長：ただいまから令和元年第9回筑紫野市教育委員会定例会を開会いたします。

では、議事日程の順序に従い、会議を進めます。なお、発言は議長の許可を得た後にお願いをいたします。それでは、進行いたします。

日程第1、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：令和元年6月27日開催の令和元年第8回筑紫野市教育委員会会議録について承認することに御異議ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については承認をいただきました。

日程第2、教育長の報告の件

- ・市の校長会について（1学期の学校運営へのねぎらいと課題へのきちんとした取り組みについて、経営課題（人材育成、組織・校務分掌の機能化等）について、令和元年度筑紫野市教育委員会学校改善訪問及び教育長訪問について、令和元年度同和問題啓発強調月間街頭啓発について、夏季休業中の生活全般について、地域の夏祭り等の行事に際して）
- ・福岡地区の不祥事防止対策検討委員会について
- ・管内教育長会議について（3年間の県の重点課題、研究指定の発表会について、中・高の接続を意識した特別支援教育充実のための連携事業について、小学校プログラミング教育について、管理職任用候補者選考試験の受験者報告について）

○西村教育委員：夏祭りなどの行事に際して、先生方も積極的に参加してくださいと言われたということですが、それにつけ加えて、夏祭りなどは中学生がたくさんボランティアをしています。そのボランティアをしている姿を見て褒めてあげたりとか、それとはまた別に、そこに集まってくる子どもたちがどういう友達関係で来ているのかとか、どのように遊んでいるのかまで、少し気にかけて見ていただけたらいいかと思いました。

もう一点、研究発表会のICT活用の分ですが、ICT活用は筑紫野市も今から積極的に行っていかなければいけないと思うので、もし那珂川市などの発表を視察できるのであれば、何か組んでいただいてもいいかと思います。

○教育長：分かりました。先生だけでなく我々も研修の機会にしましょう。

○西村教育委員：今から考えていかなければいけないと思っています。

○教育長：逆に、私どももこんな研究をして、よそから来てもらうという、そういうことも将来的にはあっていいと思います。もし異論がなければ、この日に皆さんで実際授業を見たり子ども

の姿を見たり、研究発表に触れるのはいい機会だと思います。

○西村教育委員：他市を見るとまた違って来るかと思います。

○教育長：今の意見、いかがでしょうか。前向きにいいですか。

○（特になし）

○教育長：わかりました。では、事務局のほうでこの件については計画いたします。

○西村教育委員：お願いします。

日程第3、報告第4号、平成30年度公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業の報告についての件

○文化・スポーツ振興課長：（提案説明）

○田代教育委員：内容ではないのですが、たしか指定管理になって11年目だと思います。標題の第6事業年度というのはどういう意味ですか。

○文化・スポーツ振興課長：申し訳ございませんが、調べて後日御説明させていただきたいと思っています。

○教育長：ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

○（特になし）

○教育長：なしということで原案どおり承認いただきました。

日程第4、議案第19号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○学校教育課長：（提案説明）

○教育長：本件につきまして、質疑等ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり、承認をいただきました。

日程第5、議案第20号、筑紫野市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○文化・スポーツ振興課長：（提案説明）

○教育長：本件につきまして、質疑等ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第21号、筑紫野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○生涯学習課長：（提案説明）

○田代教育委員：消費税は上がらないという可能性もゼロではない状況と聞いておりますが、10月1日に上がらなかった場合、またもとに戻るといえることですか。間違いなく上がるのですか。

○生涯学習課長：上がるということではいろいろな法律を制定されておりますので、もし上げないとするのであれば、また新たな法律改正が必要な状況です。それが無い今の状態では、10月1日から10%に上がるという予定でいろんな準備を、市も、県も国も全て行っている状況だと思います。

○潮見教育委員：進めているのですか。

○生涯学習課長：今のところは進めておまして、よっぽどのことがない限り実施することになっております。いろんな準備があり、10月1日から準備したら当然遅くなりますので、今のところは実施するという進めさせていただいております。

○潮見教育委員：先ほどの件もそうですが、市民への周知はどの程度考えていらっしゃるのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：市民の方への周知につきましては、筑紫野市のホームページに載せさせていただいておりますし、文化会館につきましては文化会館のホームページで御案内をさせていただいております。

○潮見教育委員：ホームページだけですか。市の広報には掲載しないのでしょうか。ホームページは、私もあまり見るほうではないです。

○生涯学習課長：これだけではないので、市全体、消費税がかかっているものに関しては全て9月議会で改正を諮ります。その後、他のものもあわせて消費税率の変更に伴う一部使用料等の変更ということで掲載されると思われま。

○潮見教育委員：今日これを諮って、9月議会にかけられるのですか。

○生涯学習課長：条例事項ではないので議会には、この規則の分はかかりませんが、条例事項については議会に諮ります。

○教育政策課長：条例だけが議会で審議されて、それに付随する規則とか要綱などについては、教育委員会の場合は教育委員会規則になりますので、教育委員会で審議をして承認をいただきま

す。

○生涯学習課長：訂正です。6月議会にもうかかっているそうです。

○文化・スポーツ振興課長：条例の関係は、たしか6月の議会で可決いただいています。

○西村教育委員：先ほどの料金改正とあわせてですが、全てのものが消費税額アップになってないです。消費税というのは、もちろん市に入るわけではなく国に入るものなので、消費税が上がるからと言って市の収入が変わるわけではないですが、全てが上がっていないということは、逆に市から国に納める消費税は上がるけど、市への収入は減っていることにならないのでしょうか。600円以下のものは上げていないようです。

○生涯学習課長：10円未満は切り捨てるので、その計算の関係で、600円以上のものに関しては一部金額の修正が出ているということです。

○西村教育委員：トータルで収入が減るとかはしないのですか。またそのうち料金的には見直しが必要なこともあるかもしれないということですか。

○生涯学習課長：これはももとの料金の改定とは別に消費税分相当分だけを変更しています。

○教育長：本件につきまして、他に質疑等ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第22号、令和2年度使用小学校教科用図書の採択についての件

○学校教育課長：（議案説明）

○教育長：本件につきまして、質疑等ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第23号、令和2年度使用中学校教科用図書の採択についての件

○学校教育課長：（提案説明）

○田代教育委員：一冊の本を決めるに当たっては激しい議論を伴うのでしょうか。どういう決まり方をしているのでしょうか。

○教育長：まず第1段階は調査研究部会にて、国の検定を受けて合格した教科書については全部、

いいところ、特徴的なところを羅列し、それをまとめて選定部会におろします。選定部会はそれを見て、新たに三つ選ぶという規定の中で、どれが一番いいだろうかと、自分たちも研究しながら選びます。第1段階、第2段階で来ますので、私たちがそれを見てこれはどうだろうかということではけんけんがくがくということはまずありません。ただ、今回、算数につきましては、今まで日本文教出版でしたが、これが今度啓林館に変わったということで、多少、教育長の中から、この啓林館になった理由について、今使っている教科書を越える説明が欲しいという話がありましたが、さっき見ていただきましたように、毎回の授業の中に「めあてとまとめ」が入っているという点が、子どもたちもこれだったら勉強の意欲といいましようか、今日はこういうことを勉強するということがわかります。ほかの教科書にはそれがありません。まとめはありますが、「めあて」がないということも一つ啓林館を採用しようとする一つの大きな根拠になったと思いますお互いに激しくやりとりする、そういったことはなかったということです。

○塩見教育委員：重いか軽いかということは話題にはならないのですか。今、子どもたちの荷物がどんどん重くなっていると聞きます。

○西村教育委員：きちんとグラムをはかり、何グラムの軽量がされているとか、調査研究のほうではきちんとそこまで研究されています。印刷の発色のぐあいとか、そういうところもきちんと研究されていました。

○近本教育委員：課長が選定の結果を説明してくれました。そういうのを順番に、簡単に箇条書きでいいから全部書いておき、もし市民からいろいろ質問があったら、説明できるようにしておくといいでしょう。口頭での説明はできるだけ少なくし、選定の経過、1番、何月何日、こういうことがあった、こういうことで決定しましたと紙で分ると、市民の質問しに来た人にはそれが一番早いと思います。それから、もう決定はしておりますが、算数の啓林の教科書に、「めあてとまとめ」が先に書いてあるということは悪いことではないけど、これから先の日本における人材育成を考えると、みずから課題を発見し、みずから考えて、みずから決定し、みずから実行していくという日ごろの流れが大事だと私は思います。自分でこういう目当てをつけるのはなかなか難しいかもしれないけれど、これから先はそれに近づけていくような指導が大事ではないでしょうか。そういう方向でやっていくことが、今後、人材育成をしていくのに大事で、人から与えられた目当てではなくて、自分で課題を発見していく、そういうことも考えたほうがよくはないですか。これがだめではなくて、これはこれとして、それに近づけるような指導が、今後大事だと思いましたので、意見として申しておきます。

○教育長：近本委員が言われたところは、本当に大事なところだと思います。今まではどちらかと言うと、子どもたちと一緒に目当てをつくったり、子どもたちと一緒にまとめを考えたり、そういう経緯もございましたので、この目当てをさらに補足したり、さらにその上に行くような目

当てを先生によっては示すかもしれません。そのあたりは色つけもあると思いますが、子供たちが、本当に使いやすい、なれ親しめるようにこれを持ってきたというのは、これから10年間、学習指導要領は変わりませんので、そういった意味ではいいチャンスだったと思います。

ほかに御異議はございませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり、承認をいただきました。

私のほうから、あと一言説明をさせていただきますが、本日は選定結果どおり、採択を御承認いただきありがとうございます。今後のことについて、説明をさせていただきます。

この後、筑紫野市の結果を再度筑紫地区の採択協議会に報告し、各市の意見がそろった時点で決定となります。意見が不一致の場合は、再度、採択協議会において、筑紫地区で統一した教科書を選定することとしておりますので、再度、会議を持ち、御審議いただくこととなります。まだ、那珂川市がわかりません。現在のところわかっているのは、春日市と太宰府だけでございます。今日、大野城市とうちが行っておりますので、後でわかると思いますが、もし不一致の市がありましたら、再度、会議を持つこととなりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

また、教科書採択に関する信頼を確保するため、教科書採択に関しては、無償措置法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育小学校について採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、1.当該教科書の種類、2.当該教科書を採択した理由、3.教科書研究のために作成した資料、4.採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、5.教育委員会の会議の議事録について作成、公表の努力義務が規定されています。採択事務に関する情報公開・請求等の対応については、採択協議会事務局——筑紫野市、当市が当番でございました——で対応となります。

また、市の広報紙で、11月1日号の予定ですが、採択結果についてお知らせすることになりますので御承知ください。

○西村教育委員：教科書が決定したら市民の方への公開はいつぐらいからになりますか。

○教育長：この10月1日からです。

○西村教育委員：10月1日からでいいですか。

○教育長：そうです。

○西村教育委員：広報に載った後からでしょうか。

○教育長：そうです。市民の代表の方が選択前にすいぶんお見えになっていて、全部これを見られ、意見等も出していかれました。

以上で本日の議事は終了いたしました。続きまして、各課等の報告に移りたいと思っております。

○教育部長の報告

- ・市内の中学校の吹奏楽部の合同演奏会について
- ・二日市中学校の平和集会について
- ・台風8号と9号の関係について

○教育政策課長の報告

- ・学校事故に関する報告について
- ・8月の同和問題啓発強調月間に関する報告について
- ・教育委員会に関する条例・規則について

○近本教育委員：啓発に中学生が入っていったのは大変よかったと思います。しかし、よかっただけではなくて、教職員がここを踏まえていたほうがよいと思います。福岡県の同和教育基本方針の中に「同和教育とは部落差別に関する科学的認識に立って、真に差別をなくしていく意思と実践力を持った人間を育てる」とあります。「意思と実践力を持った人間を育てる」だから意思だけ持っても実践しなければ何にもならないわけです。市長と一緒に配布したというのは実践したわけです。その辺を学校も振り返ってこういうことだと再認識すれば、それが子どもに伝わっていくのです。ほかのことでも、ただ知るだけではなくて実践していくということにつながると思います。機会があったらお願いします。

○教育長：意思と実践、両方ということです。

○学校教育課長：

- ・夏休み期間について

○西村教育委員：夏休み中に学校に集まって、サマーキッズやサマースクールなど、補充学習みたいなことを他市ではやっているところが多くなってきていますが、筑紫野市のほうではどうでしょうか。

○学校教育課長：小学校のほうでは、夏休みに入った後の1週間、サマースクールをやっております。全校かどうかというのは把握しておりません。

○教育長：ほぼ全校です。期間はそれぞれあります。天拝小学校は武蔵台高校からも教えに来てくれていました。

○学校教育課長：ほとんどボランティアの方が入っておられます。

○教育長：潮見委員もボランティアで来ていただいてありがとうございました。

○潮見教育委員：いえいえ。

○西村教育委員：中学校のほうも補充学習があっております。全員対象ではなくて希望者を募っ

てということでした。大学生のボランティアが入っております。

○西村教育委員：もし、その状況がわかる一覧があれば、いただきたいなと思います。

○学校教育課長：学校から毎月の行事が出ているので、それを確認します

○田代教育委員：今の件ですが、私は二日市東小学校で見守りをしています、約半数ぐらいの児童が参加していたと思います。それには中学生、高校生のボランティアがすごく参加しています。最初はそこを卒業した中学生、高校生だけかと思っていましたが、道を尋ねてきた高校生もいて、どういう呼びかけをされたかわかりませんが、かなり広範囲の高校生とか、もちろん卒業した中学生であるとか、何十人という単位で参加していたようです。

○近本教育委員：その種をまいたのは、ここにいらっしゃる潮見さんです。20年前にボランティアを立ち上げたのです。ただ単にやればよいということではなくて、初めは促進学級であるとか、補充学級、それと質問学級、こういう大きな柱があつて、どれでやるかはその自治体でいろいろ違ってきます。ボランティアがずっと広がり、一昨日の塔原の祭りに初めから終わりまでおりましたが、九産高校が太鼓を打っておりまして、すごく上手いのです。10人ぐらい来ておりました。保育所、幼稚園、保幼小高のつながりがさつき議題でも出ていましたが、大分広がってきて、いい傾向だと思います。そういうことがあるから学力調査が上向いているかどうかはわかりませんが、いろいろ総合的に考えると、二十四、五年前に種をまいたのが育ってきたと思います。

○西村教育委員：きっとコミュニティスクールでの活用とかもつながっていくのではないかと思います。学習ボランティアなどそういうのを目指している学校というのはいっぱいあると思うので、そういうところにつなげていけるような場になっていったらいいかと思います。

○潮見教育委員：先ほど高校生がたくさん来てくださっているということは、高校の先生たちも来られているのです。学校ぐるみで取り組むようになってきているみたいです。中学校は中学校で来てくださっていますし、そういうところの協力や連携が、できてきていると思います。

○近本教育委員：先日、文化会館であった学力向上で磯部先生がコーディネーターをされていましたが、その中に、今のような先を見た動きというのは、全部入れ込んでもらっているという気がしました。ありがとうございました。

○潮見教育委員：いい学習をさせていただきました。

○教育長：本当にいい企画でした。それぞれの専門的な立場から、きちんと話をさせていただいて本当に勉強になりました。

○学校給食課長の報告

・ 8月9月分の学校給食の献立について

○教育長：8月2日に市の料理コンクールもございました。子供たちが飛びつきそうな、そういうのを調理員さんたちが6班に分かれて、それぞれ献立を考えて、私たちも、一応、採点をさせ

てもらいましたが、非常に立派なコンクールだと思います。それから、親子料理教室も3日間あり、大体、一日20組ぐらい参加しています。結構盛んで、非常にいいみたいです。

○潮見教育委員：給食センターで行われているのでしょうか。

○教育長：カミーリヤ2階の調理室です。

○田代教育委員：公文書館で、今、学校給食ヒストリーとかいうイベントをされています。7月末から結構長い期間、1カ月半ぐらいあるみたいです。行こうと思っているのですが、よかったら皆さんも行かれてはいかがでしょうか。

○教育長：子どもたちが食べている姿とか、昔の写真が出ています。竹川先生という経済大学の先生がされているそうで、一回お話もされたそうです。

○学校給食課長：県の公文書館であっております学校給食ヒストリーの展示については、筑紫野市には紫のところに、福岡県の学校給食会という公益財団法人がございまして、あそこが古くからの給食の歴史的なメニューの展示とかを事務所のほうでやっていました。その資料を公文書館として収集されて、今回、そういった展示を行われたようです。

○文化・スポーツ振興課長の報告

- ・令和元年度の小学生読書リーダー、中学生読書サポーター養成講座について
- ・筑紫野市民図書館に郷土作家のコーナーについて

○文化財課長の報告

- ・博物館の行事予定等について
- ・阿志岐山城跡復旧工事について

○教育長：続きまして、その他に移りたいと思います。教育委員の皆様、また部課長さんのほうから何かありましたら出してください。

○西村教育委員：今年は、つくし路100km徒歩の旅はされるのでしょうか。

○教育長：実施されます。今回は規模を65人に減らしたそうです。

○西村教育委員：やはり熱中症とかの心配の関係でしょうか。

○教育長：去年はそうでした。今年は盆を過ぎてからするということです。時期をずらしたり、人数を減らしたりしたようです。

○西村教育委員：6月か7月ぐらいに、こういうルートでやるのでとかいう報告があっていたと思います。

○教育長：今回はそういう改善をされました。先ほど、理事長と会ってそういう話を聞きました。

○西村教育委員：小学校とかを開放するのでしょうか。

○教育長：そういうことになっていくだろうと思います。

○教育政策課長：8月22日が出発式です。

○西村教育委員：2学期というか、小学校のスタートにかからないのでしょうか。

○教育長：調整されると思います。

○田代教育委員：前回の委員会の中で、学校の敷地内での禁煙という問題が報告され、その後に校長会で説明するとおっしゃっていたと思いますが、学校の先生方の反応は、どうでしたでしょうか。

○教育政策課長：そんなに大きな反響はありませんでした。ただ、今のところ原則としてということです。校長会が6月の二十何日かに開催で、施行が7月1日からということでしたので、そんなに急に言われてもというような感じでした。情報としては学校側も禁煙になると、健康増進法の法律が改正になるということは知っていたのですが、急に言われてもすぐに喫煙所を撤去したりとかはできないということで、一応、原則としてということで、ある一定期間は猶予がありますと伝えていますが、ただ、学校としてもそんなに大きな反発もありませんでした。福岡県の県立学校については同じような状況で、完全に撤廃するまでの猶予期間というのを設けています。ですから、来年の4月1日からは完全に撤去となります。特定の場所を設けておれば、喫煙所という表示をしたり囲いをしたり線引きをしたりすれば大丈夫と、法律上は認められているのですが、福岡県の県立学校についても、4月1日から例外を認めずに全面禁煙にするということで、各学校に通知がなされました。うちとしても、それに準じた形になっていくと思います。ただ、学校のほうから、運動会とか文化祭といった行事もありますので、当然、保護者の方とか学校を利用される方に対しても何らかの周知が必要です。一つの提案としては、全面禁煙であるという表示を何とかできないだろうかと相談を受けたりしています。

○潮見教育委員：社会体育なんかも影響が出ますか。

○教育政策課長：社会体育の利用団体については、文化・スポーツ振興のほうから、連絡はしてもらっています。学校、保護者、PTAとかに対しては、教育委員会のほうから一文出してくれという要望があったのですが、一回出したくらいではなかなか周知に至らないので、学校だよりや催しの案内とか、そういったときに必ず一言「敷地内は全面禁煙です」という言葉を入れてほしいというお願いをしています。

○教育長：ほかにございませんか。

○（特になし）

○教育長：これもちまして、令和元年第9回筑紫野市教育委員会定例会を閉会といたします。